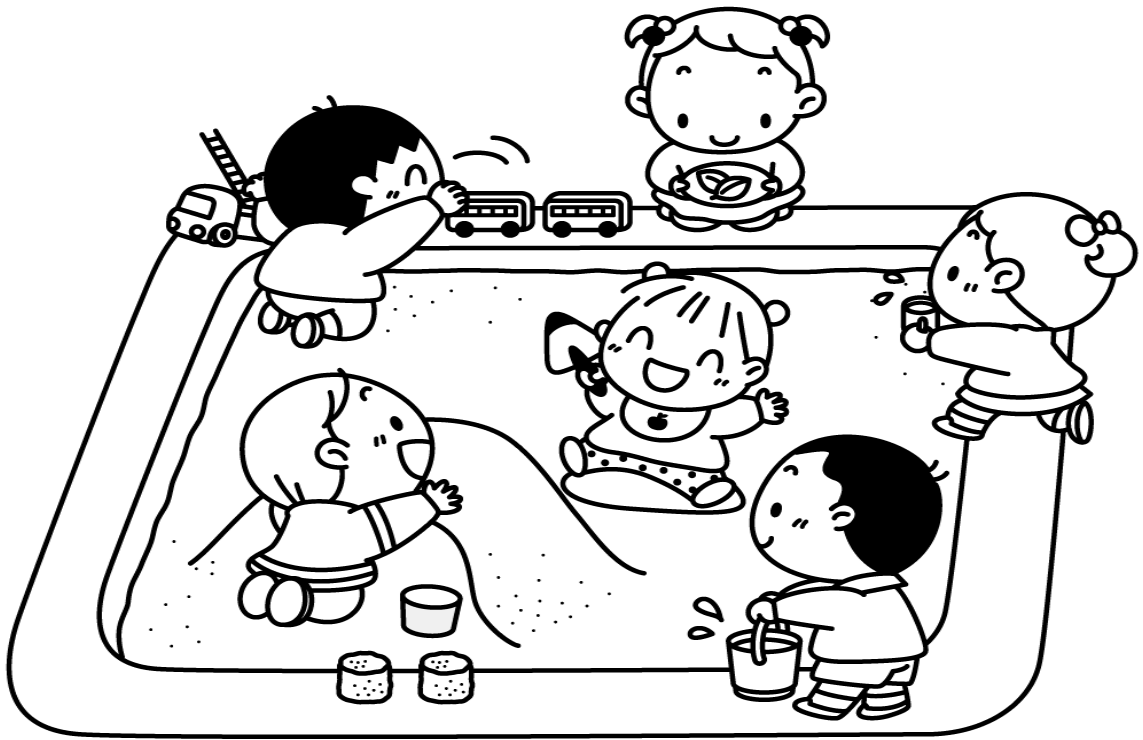


# 健康のしおり



## 台東区立石浜橋場こども園

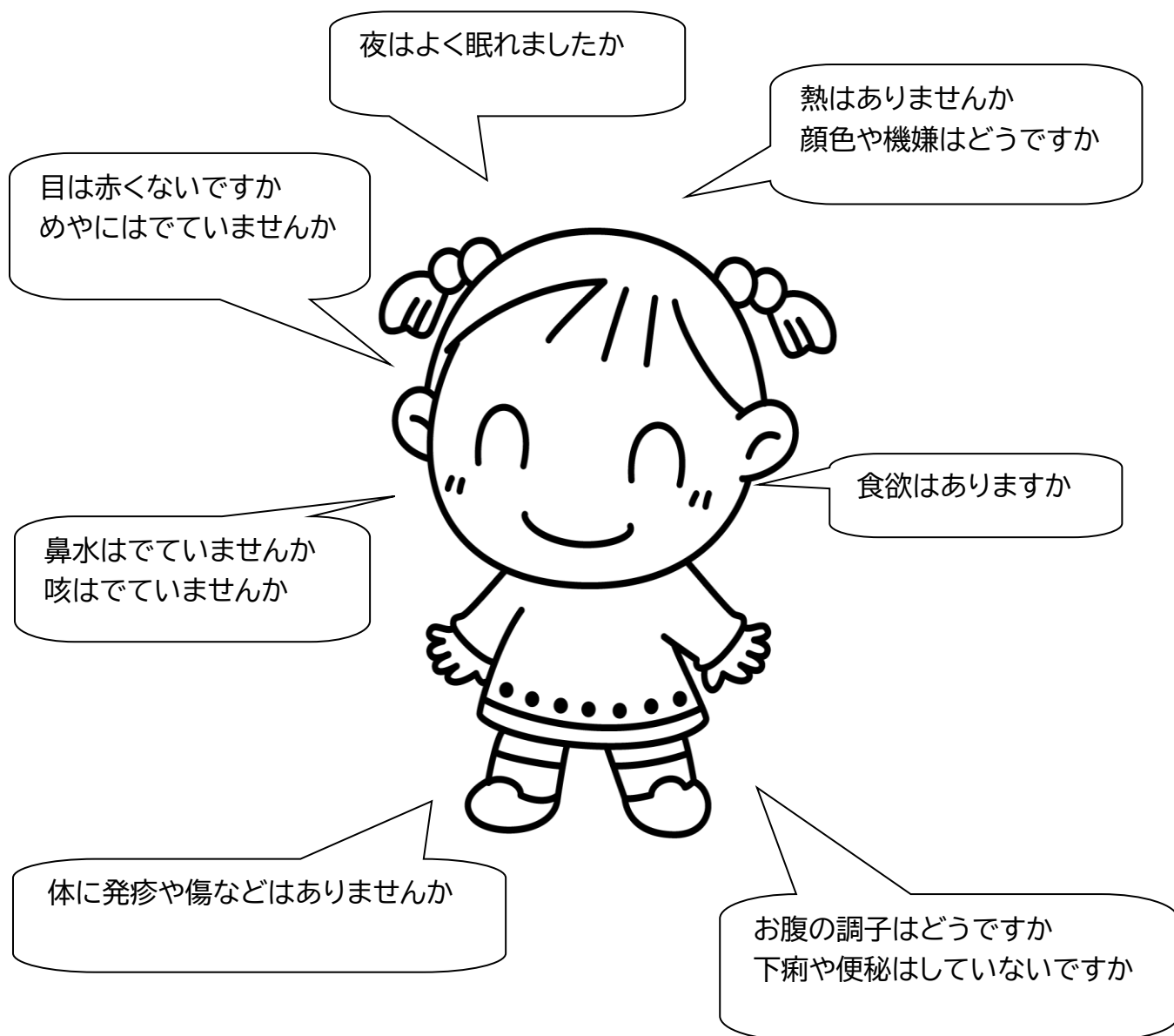
〒111-0023 台東区橋場1-35-1

TEL: 東園 3876-0049 西園 3873-6887

FAX: 東園 3871-9521

# 1. 注意したいお子さんの様子

集団生活が始まります、毎朝健康チェックをしましょう



※ いつもと様子が違うことがあれば保育者にお知らせください。

※ 保育中に具合が悪くなったときにはご連絡をします。

## 2. 楽しいこども園生活を送るために

生活リズムを整えて元気に過ごしましょう



睡眠は十分にとり、  
早寝・早起きをしましょう。  
〔一日の睡眠のめやす〕  
1歳未満:14~15時間  
6歳位まで:11~13時間



お腹がすいては楽しく遊ぶことが  
できません。朝食はちゃんと食べ  
ましょう。



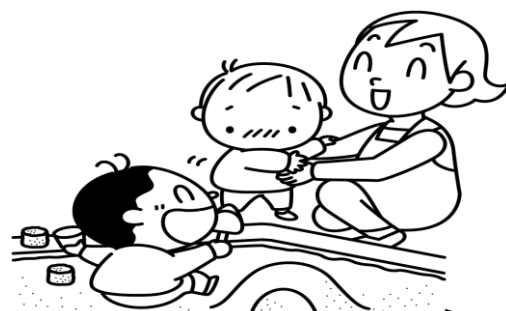
子供は汗をよくかきます。  
毎日、お風呂に入りましょう。



手洗い・うがいをして、病気を  
予防していきましょう。  
爪は短く切りましょう。



子供はよく動きます。  
徐々に薄着の習慣をつけてい  
きましょう。



たくさん遊べるように活動  
しやすい衣服を着ましょう。

### 3. 感染症について

早めに対応できるよう病気のことを知しましょう

一般にウイルス、細菌、寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気を感染症といい、人から人へうつっていく場合を伝染病といいます。こども園では学校保健安全法に準じかつ「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)を参考に、感染症予防をしています。出席停止が必要な病気については下記をご参照ください。

#### ○第1種の感染症

感染力が強く危険な病気です。出席停止期間はいずれも治るまでです。

- ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱
- ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・痘そう
- ・鳥インフルエンザ(H5N1) ・新型コロナウイルス感染症(R3年1月現在)

※上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第1種の感染症とみなされます。

※新型コロナウイルス感染症については、お子さんが濃厚接触者又はPCR検査を受けた場合、及び、検査結果が出た際には、速やかに園へお知らせください。また、保護者の方がPCR検査を受けた場合も園にお知らせください。

#### ○第2種の感染症

主に飛沫感染(くしゃみ、咳、会話などで病原体が飛び散ってうつる)により広がります。

こども園・保育園で流行しやすい病気です。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ、ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
風しん	発疹がなくなるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状(発熱、咽頭痛、めやに)消失後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	感染の恐れがなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

#### ○第3種の感染症

感染する恐れがなくなるまでが出席停止期間の基準となっています。

- ・急性出血性結膜炎 ・腸管出血性大腸菌感染症(O157 など) ・流行性角結膜炎
- ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・パラチフス

#### 第3種その他の感染症

一定の出席停止期間は決められていませんが、そのときどきの発生や流行動向により医師による出席停止の指示がある病気です。こども園・保育園で流行しやすい病気です。

- ・手足口病 ・伝染性紅斑(りんご病) ・伝染性軟属腫(みずいぼ) ・ヘルパンギーナ ・突発性発疹
- ・伝染性膿痂疹(とびひ) ・ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス感染症) ・ウイルス性胃腸炎(ロタウイルス感染症)
- ・頭しらみ ・溶連菌感染症(A群溶血性レンサ球菌咽頭熱) ・マイコプラズマ肺炎 ・ウイルス性肝炎など

※ 送迎等で保護者の方にも病気がうつることがありますので気をつけてください。

## 4. 予防接種について

子供の健康を守るため、必要な予防接種を受けておきましょう

### ○ 定期接種（公費）

対象となる病気	接種有効期限	標準的な接種年齢及び間隔・回数
結核(BCG)	1歳未満	生後5か月以上8か月未満の間に1回
ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ(四種混合)	生後3か月以上7歳6か月未満	初回:生後3か月以上1歳未満の間に3回 追加:第1期初回接種終了後、12か月以上18か月未満の間隔を おいて1回
ヒブ感染症 (インフルエンザ菌b型)	生後2か月以上5歳未満	初回:生後2か月以上7か月未満の間に接種を開始し、1歳未満の 間に3回 追加:初回接種終了後、7か月以上13か月未満の間隔を おいて1回
肺炎球菌感染症(小児)	生後2か月以上5歳未満	初回:生後2か月以上7か月未満の間に接種を開始し、1歳未満の 間に3回 追加:初回接種終了後、60日以上あけて1歳以上1歳3か月未 満の間に1回
麻しん・風しん (MR 麻しん・風疹混合)	第1期:1歳以上2歳未満	第1期:1歳以上2歳未満の間に1回
	第2期:小学校入学前の4月1日 から翌年の3月31日まで	第2期:5歳以上7歳未満のお子さんで小学校就学前の1年間
日本脳炎	生後6か月以上7歳6か月未満	第1期初回:3歳以上4歳未満の間に2回 第1期追加:4歳以上5歳未満で、1期初回接種後おおむね1年 経過した時期に1回
水痘 (水ぼうそう)	1歳以上3歳未満	1回目:生後12か月以上15か月未満の間に1回 2回目:1回目接種終了後、6か月から12か月未満の間隔で1回
B型肝炎	1歳未満 (1歳になる前に3回の接種を終えるこ と。1歳になってしまうと、定期接種の対 象外となります。)	1回目:生後2か月以降 2回目:1回目の接種から27日以上の間隔をあける(生後3か月) 3回目:1回目の接種から139日以上の間隔をあける(生後7~8か月)
ロタウイルス感染症 (感染性胃腸炎)	ロタリックス 出生6週0日後~24週0日後まで	1回目:生後2月から出生14週6日後まで ※ 出生15週0日後以降の初回接種は、安全性の観点からおすすめしません。 2回目:1回目の接種から27日以上の間隔をあける
	ロタテック 出生6週0日後~32週0日後まで	1回目:生後2月から出生14週6日後まで ※ 出生15週0日後以降の初回接種は、安全性の観点からおすすめしません。 2回目及び3回目:前回の接種から27日以上の間隔をあける

※ 問い合わせ先 台東保健所 保健予防課予防担当

TEL 03-3847-9471

### ○ 任意接種（自己負担） ※一部助成あり

対象となる病気	対象年齢	回数・間隔等
インフルエンザ	生後6か月以上	13歳未満2回(2~4週間間隔) 13歳以上1回
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	1歳以上	1回目:1歳以上 2回目:小学校入学前1年間

※ 問い合わせ先 各医療機関

## 感染症の取り扱い及び治癒証明書・登園届について

下記の感染症にかかった場合、医師の許可が出るまでは登園できません。定める通りの期間(P3参照)、十分に休養させてください。かかった可能性がある場合や医師による診断を受けた場合は、必ずこども園にご連絡をお願いいたします。

治癒証明書(幼児のみ使用)、または登園届をお渡ししますので、登園の際に必ず、医師の診断を受け登園の許可を得て園に提出してください。乳児は全て登園届となります。

治癒証明⇒区指定の治癒証明書に医師が記入するものです。

※台東区内の医師会に加入している医療機関で無料にて記入していただけます。

登園届 ⇒医師の登園許可を得た後、登園届に保護者が記入するものです。

※病状によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。

感染症名	乳児部(1・2歳児)	幼児部(3～5歳児)
麻しん(はしか)	登園届が必要です	治癒証明が必要です
風しん		
水痘(水ぼうそう)		
伝染性紅斑(リンゴ病)		
溶連菌感染症		
手足口病		
伝染性膿痂疹(とびひ)		
百日咳		
マイコプラズマ肺炎		
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		
腸管出血性大腸菌感染症		
咽頭結膜炎(プール熱)		
流行性角結膜炎(はやりめ)		
急性出血性結膜炎		
インフルエンザ	登園届が必要です	登園届が必要です
ヘルパンギーナ		
RS ウイルス		
帯状疱疹		
突発性発疹		
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど)		
頭しらみ	治癒証明や登園届の提出は必要ありませんが 受診し、必ず様子をお知らせください	
伝染性軟属腫(みずいぼ)		

※その他の感染症については、こども園にお問い合わせください。